

旧統一教会による被害救済を求める意見書

旧統一教会（旧世界基督教統一神靈教会、現世界平和統一家庭連合）は、その信者が、宗教団体であることや教義を隠して信者を勧誘し、多額の献金を強要するなどの不法行為等を理由に、政府より解散命令の請求が出された。数多くの被害者が存在すること、また1件当たりの被害金額が高額であることから、裁判所の解散命令決定前に財産隠し等が行われることによって、被害教済の資金が失われる懸念の声が昨年12月から上がっている。

しかし、現行の宗教法人法には、会社法などに記載のある財産保全に関する規定が存在しない。

財産が散逸し、被害救済が困難となるような事態を避けるため、財産保全の法的な対応が必要である。

また、昨年成立した法人不当寄附防止法や被害の相談・支援体制等については一定程度前進されたものの、課題が山積している。

よって、府中市議会は、政府に対し、以下の対策を求める。

- 1 旧統一教会の解散命令請求の結論が出るまでの間に財産が散逸し、被害救済が実現できないことがないよう、財産保全のための法整備を緊急に行うとともに、旧統一教会関連団体の財産流出を防ぐための手立てを取ること。
- 2 これまでの被害発生は、明らかに政治・行政の不備不作為である。被害実態の把握を継続して進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うこと。
- 3 消費生活相談は地方行政の責務だが、相談員の専門性が求められる中、予算不足や単年度雇用契約の課題が人材確保を不安定にしている。相談窓口の強化のため、予算の増額と研修を充実すること。
- 4 信者になり財産を収奪されるなどの被害を被っている被害者を団体から引き離すためには、専門的な支援が必要である。法テラスでの相談支援の充実化や被害者救済を行う専門家や団体との連携及び支援をすること。
- 5 今後の被害予防・救済策として、これまでの行政介入の在り方を徹底的に見直し、被害拡大の前に食い止めることができるよう改善することを前提として、今回明らかとなったカルト的行為をどのように規制していくかなどを検討する調査会を設置すること。
- 6 成人となる前後の学生等が反社会的活動団体のターゲットになっていると指摘されている。学生等が経験・情報不足などにより反社会的活動に取り込まれ

ることなどがないよう、高等学校・大学教育機関による周知・啓発の実施支援をすること。

7 いわゆる「宗教二世」の当事者や親族に対し適切な公的支援を提供する国の公的窓口の充実はもちろんのこと、地方行政の支援窓口に対する人的支援や啓発・研修の充実を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

様

東京都府中市議会議長

手 塚 としひさ